

〔事案 2023-301〕 告知義務違反解除取消請求

・令和 7 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 1 月に発熱性好中球減少症で入院したため、令和 4 年 6 月に契約した医療保険（契約①）にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約①と令和 4 年 7 月に契約した就業不能保険（契約②）が解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人 2 名から聞かれたことを、口頭で告知したうえで契約した。
- (2) 自分は、タブレット端末の使い方がわからないと伝え、操作は募集人 2 名の主導のもとで進められた。募集人はいくらでも内容の削除、加筆ができると思う。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、IgA 血管炎による通院・入院歴について告知をせず、受診のきっかけとなった蜂窩織炎のみ告知した。その他の受診・治療歴等から見ても、IgA 血管炎を告知することは容易であることは明らかなため、不告知は故意または重大な過失による。
- (2) 申立人は、IgA 血管炎の病名を募集人に伝えていたと主張するが、そのような事実はなく、仮に伝えていたとしても口頭で伝えたことは告知にならない。
- (3) 告知入力を申立人が行ったことは申立人が認めており、募集人は告知内容に踏み込んで助言や指示等はしていない。また、システムの仕様上、申立人が入力内容を確認・署名をし、内容が確定した後に修正はできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。